E 宣

立ち直りを支えてい

なが犯罪や非行を犯した人の

を予防するとともに、

みん

われまし

非

行のない社会を祈って

展開されました。

の飾り付けをした後、七夕 園児たちは笹の葉に思い思 「七夕会」が七日、広田、 一が開かれま出、倭文両保













(市場) のほ場で緑大豆の苗を

生六十四名が前田譲二さん

▲ゲームで楽しく走り回る園児(広田保育園)

日にまつわるスラ



ものです

▲終始笑顔の園児たち(倭文保育園) 地産地消学校給食モデル事 これは、 児童たちは、 ょうごの. して食べら 材を学校給食に

れる地域



▲街頭キャンペーンにて資料配布

○第三位 ○準優勝 果は次の通りです 広 田 上チー 市広 田

月八日、 広田小学校の五 돠 の苗植

れて約一場)の指 約一時間かけて作業を行の指導を受け、教室を放

▲納さんの指導により作業をする児童ら

▲シャープなバッティング

なくそう農地の無断転用!

農地の転用には許可が必要です。

必ず許可を

農地に住宅や倉庫を建 てたり、駐車場、資材置き、 植林、砂利採取、廃棄物の 埋め立てなどの目的に使用 したりするときは、事前に農 地法による転用の許可が必 要です。

着工は許可書をもらって からでないとできません。

手続きは

農地転用の許可手続きは、本人名 義の土地を自分が転用するときは本 人が、また、他人名義の農地を買った り借りたりして転用するときは、農地 の所有者と転用する人の双方がする ことになっています。

許可・着工までの日数を考えて、早 めに手続きをしましょう。

窓口は、緑町農業委員会です。

標識の掲示を

農地転用の許可を受け たら、「農地転用許可済標識 を掲示することになってい

> 工事が完了するまでの間、 目のつきやすいところに掲示 しましょう。



許可を受けずに工事に着手すると、たとえ農地法を知らなかった場合であっても、無断 転用になります。

無断転用に対しては、厳しい罰則が定められており、悪質な場合には、農地への復元 を命じられたり、警察に告発されることもあります。

農地の転用・売買・貸し借りなど農地についての相談は、緑町農業委員会事務局(役 場農林商工課内)・濟藤☎45-1764へ

消費者センター めの相談を

最近増えてきているのが、高齢者の消費者トラブルです。高齢者の消費者トラブル には、訪問販売で勧誘時や購入時に多くの問題があること、契約購入金額が高額で あること、高齢で記憶力や判断力が衰え、トラブルを自分で解決できない、といった特 徴があります。

高齢者の消費者トラブルは、本人が自分で気づいたり、自分で解決することがとても難しく、実際に消費生活セン ターなどに相談してくるのは、高齢者本人ではなく、家族の方がほとんどです。高齢者の消費者トラブルを防ぐために は、家族など周囲の人たちが注意して見守ることが必要です。

また、そうした消費者トラブルに気づいたら、早めに消費生活センターに相談してください。クーリング・オフ制度や消 費者契約法などを活用することで、トラブルを解決することができます。

問い合わせ 淡路生活科学センター☎0799-85-0999または、役場住民生活課·原田☎45-1761

[5]